

令和7年度見附市水田農業 支援事業のご案内

見附市では、従来の「見附市水稲用機械農業機械導入事業」を、令和7年度から「見附市水田農業支援事業」として、水稲用農業機械を導入する事業費等の一部を補助する事業を実施します。

今後の地域農業を支える若手農業者への支援を拡充するため既存の「水稲用機械等導入事業」に加えて、「若手農業者経営開始支援事業」のメニューを新設しました。

事業内容を、若手農業者を優先して採択する制度に見直すことで、新規就農者の確保・若手農業者の育成に努めます。

【事業内容】

1. **【新】若手農業者経営開始支援事業**
2. 水稲用機械導入事業



詳しくは、裏面をご覧ください。

【申請期限】

令和7年5月16日（金）まで【期限厳守】

【採択審査】

申請内容を審査し、採択・不採択を決定して、申請者へ通知します。

※過去5年以内に旧見附市水稲用機械農業機械導入事業の交付実績のある方は、採択の優先順位が下位となります。

◆ お問い合わせ・申請手続きについて ◆

申請には、計画書や見積書など所定様式による書類や添付資料等の提出が必要となります。まずは、下記担当までお問合せください。

■見附市役所 2階 農林創生課 農政振興係

TEL：0258-62-1700（内線223）

FAX：0258-63-5775

見附市水田農業支援事業（事業内容）

<p>【新】 1. 若手農業者経営開始支援事業</p>	<p>2. 水稲用機械導入事業</p>
<p>就農開始時の体制を整えるために導入する機械・施設等、就農開始直後に必要となる経費の一部を補助する。</p>	<p>面積拡大、収量向上、生産の省力・低コスト化を図るために、必要な機械又は施設の導入に要する事業費の一部を補助する。</p>
<p><補助対象者> 若手農業者（50歳未満）で新たに就農開始する者</p>	<p><補助対象者> 農業者・農業法人・農業者等が組織する団体</p>
<p><補助要件> 次のすべてに該当する方が対象です。 ①就農開始から3年を目途に経営耕地面積 30a 以上 または年間 50 万円以上販売を目指す農業者</p>	<p><補助要件> 次のすべてに該当する方が対象です。 ①個人経営体については、若手農業者、または 55 歳以上で後継者（若手農業者）がいる農業者であること。 ②法人・団体においては、55 歳未満の代表者もしくは役員または通年雇用従事者を有すること。</p>
<p style="text-align: center;"><補助要件（共通）></p> <p>①農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（見込みを含む。）</p> <p>②国又は県等の他の補助対象事業に採択されていないこと。</p> <p>③農地法（昭和 27 年法律第 229 号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）等の関係法令に違反している団体及び法人並びに個人でないこと。</p> <p>④見附市暴力団排除条例（平成 25 年見附市条例第 2 号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。</p> <p>⑤交付年度を含めた 3 年度分の補助事業の成果について、毎年度の取組目標に対する達成状況等を翌年度 5 月末日までに報告すること。</p>	
<p><補助対象経費> ①農業用機械・施設の導入に要する経費 ※中古機械及び中古施設については、安全性及び使用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数が 3 年以上残っているものは補助対象とする。 ②農地購入又は借地に要する経費 ③農業研修費（講師料含む）</p>	<p><補助対象経費> ①面積拡大、収量向上、生産の省力・低コスト化を図るために必要な機械又は施設の導入に要する経費 ※中古機械及び中古施設は補助対象外とする。</p>
<p><補助金の額及び上限額> （千円未満切り捨て） 補助対象経費の 10 分の 8 上限額 300 千円 ※予算を有効活用するため、採択状況により採択時の交付額を案分する場合があります。</p>	<p><補助金の額及び上限額> （千円未満切り捨て） 補助対象経費の 10 分の 3 上限額 500 千円 ※予算を有効活用するため、採択状況により採択時の交付額を案分する場合があります。</p>

がんばる
生産者の
皆様へ！

見附市からのお知らせ 見附市野菜づくり等 応援事業補助金のご案内

見附市では、地場産の園芸作物の生産振興を図るため、**野菜、花き等の作付拡大や新規の栽培活動**に取り組む生産者の皆さんを支援していきます。

【事業内容】

- (1) 園芸用機械等導入事業
- (2) 栽培労働力確保支援事業
- (3) 耐雪型ハウス等導入事業
- (4) 農産物庭先集荷事業
- (5) なら産地育成事業
- (6) 6次産業化支援事業

詳しくは、別表1をご覧ください。

令和4年度から、6次産業化支援事業が新設されました！！

農業者の所得向上と農業振興を図るため、見附市内で生産された農産物を原材料とした6次産業化を促進する事業が対象となります。ぜひ申請をご検討ください。



【申請期限】

令和7年**5月23日(金)**まで募集

【採択・交付決定】

申請内容を審査のうえ、採択・不採択を決定し、申請者に通知します。予算額に達し次第募集終了となりますので、あらかじめご了承ください。

◆ お問い合わせ・申請手続きについて ◆

申請には、計画書や見積書など所定様式による書類や添付資料等の提出が必要となります。まずは、下記担当までお問合せください。

■見附市役所 2階 農林創生課 農政振興係

TEL : 0258-62-1700 (内線223)

FAX : 0258-63-5775

別表1 見附市野菜づくり等応援事業(事業内容)

1. 園芸用機械等導入事業	2. 栽培労働力確保支援事業	3. 耐雪型ハウス等導入事業	4. 農産物庭先集荷事業	5. いら産地育成事業	6. 6次産業化支援事業
<p>園芸作物の新規栽培又は作付規模の拡大をするための機械等の新規購入に対して事業費の一部を補助します。</p>	<p>園芸作物の新規栽培又は作付規模の拡大をするために、栽培活動に従事する者を臨時的に使用する場合に、賃金の一部を補助します。</p>	<p>園芸作物を冬期間に出荷する体制を整えるための施設等の新規購入に対して事業費の一部を補助します。</p>	<p>園芸作物を「道の駅 農産物直売所」へ継続的に出荷するために、農業者等が共同して効率的な集荷を行う事業に対して事業費の一部を補助します。</p>	<p>いら栽培の面積拡大、収量向上、出荷調整作業の効率化を図るために、必要な機械又は施設を導入に要する事業費の一部を補助します。</p>	<p>農業者の所得向上と農業振興を図るために、見附市内で生産された農産物を原材料とした6次産業化を促進する事業費の一部を補助します。</p>
<p>＜補助対象者＞ 農業者・農業法人・農業者等が組織する団体</p>	<p>＜補助対象者＞ 農業者・農業法人・農業者等が組織する団体</p>	<p>＜補助対象者＞ 農業者・農業法人・農業者等が組織する団体</p>	<p>＜補助対象者＞ 農業者・農業法人・農業者等が組織する団体・地域コミュニティ</p>	<p>＜補助対象者＞ 農業者・農業法人・農業者等が組織する団体</p>	<p>＜補助対象者＞ 農業者・農業法人・農業者等が組織する団体・地域コミュニティ・企業</p>
<p>＜補助の要件＞ 次のすべてに該当する方が対象です。 ①「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」で不足している園芸作物(別表2の○印を1品目以上)について、新規栽培または作付規模の拡大をすることで100㎡以上の作付を行うこと。 ②申請年度の翌年度3月末日までに、「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」へ出荷を行うこと。出荷にあたっては、直売所へ登録するとともに直売所の利用規約を遵守すること。 ③導入する園芸用機械に「○年度 見附市野菜づくり等応援事業」の文字を明示すること。(シール可) ④申請年度を含む3か年分の成果(毎年度の出荷状況)について、報告すること。 ⑤見附市以外からの助成等がないこと。</p> <p>＜補助対象経費＞ ①耕うん機(畝立て用、マルチがけ等の付属器を含む)、つる切機、掘取機、防除機、選別機等の園芸農業の経営に必要な機械の導入に要する経費 ②園芸用ハウス(設置のための付属品を含む)の導入に要する経費 ※ ①及び②の機械等にあつては、同種類のもは1台までとする。なお、中古機械等については、安全性及び使用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数が3年以上残っているものは補助対象とする。</p>	<p>＜補助の要件＞ 次のすべてに該当する方が対象です。 ①「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」で不足している園芸作物(別表2の○印を1品目以上)について、新規栽培または作付規模の拡大をすることで100㎡以上の作付を行うこと。 ②申請年度の翌年度3月末日までに、「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」へ出荷を行うこと。出荷にあたっては、直売所へ登録するとともに直売所の利用規約を遵守すること。 ③見附市以外からの助成等がないこと。</p> <p>＜補助対象経費＞ ①園芸作物の栽培活動において労働力を確保するため、臨時的(連続する3か月以内)に作業員(短期作業従事者、公益社団法人見附市シルバー人材センター登録者)を使用する際の人件費</p>	<p>＜補助の要件＞ 次のすべてに該当する方が対象です。 ①「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」で不足している園芸作物(別表2の○印を1品目以上)について、冬期間(11月～翌年3月)の出荷が可能となる栽培(出荷期間が夏秋期となる野菜等の育苗を除く)を行うこと。 ②申請年度の翌年度3月末日までに、「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」へ出荷を行うこと。出荷にあたっては、直売所へ登録するとともに直売所の利用規約を遵守すること。 ③申請年度を含む3か年分の成果(毎年度の出荷状況)について、報告すること。 ④見附市以外からの助成等がないこと。</p> <p>＜補助対象経費＞ ①生産施設 耐雪型パイプハウス、軽量鉄骨ハウスその他冬期間(11月～翌年3月)にも栽培を可能とするための施設の導入に要する経費 ②附帯設備 暖房機(地中暖房、もみ殻暖房を含む。)、内張りカーテン、かん水施設、水耕栽培キットその他冬期間にも栽培を可能とするための附帯設備の導入に要する経費 ③野菜低温貯蔵庫等の冬期間に出荷を可能とするための施設の導入に要する経費 ※①、②及び③の施設等にあつては、同種類のもは1施設(基)までとする。なお、中古施設等については、安全性及び使用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数が3年以上残っているものは補助対象とする。</p>	<p>＜補助の要件＞ 次のすべてに該当する方が対象です。 ①出荷者は5人以上の農業者とする。 ②集荷者は2人以上とし、農業者、農業者以外かは問わない。 ③出荷日は土曜日又は日曜日を含んだ週3回以上で、出荷については年間を通算3か月以上実施すること。 ④出荷にあたっては、「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」へ登録するとともに直売所の利用規約を遵守すること。 ⑤見附市以外からの助成等がないこと。</p> <p>＜補助対象経費＞ ①集荷作業及び事務作業に関する人件費(上限単価額 1,000 円/時間) ②集荷作業に使用する車両借上料(上限単価額 500 円/日) ③集荷、出荷作業を行うために必要な消耗品費、材料費、機械器具等の購入費</p>	<p>＜補助の要件＞ 次のすべてに該当する方が対象です。 ①申請年度の翌年度3月末日までに、「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」へ出荷を行うこと。出荷にあたっては、直売所へ登録するとともに直売所の利用規約を遵守すること。 ②いら生産部会(仮称)が設立された際には、部会に加盟するとともに部会の栽培・出荷マニュアルを遵守すること。 ③申請年度を含む3か年分の成果(毎年度の出荷状況)について、報告すること。</p> <p>＜補助対象経費＞ ①いら栽培の面積拡大、収量向上及び出荷調整作業の効率化を図るために必要な機械又は施設の導入に要する経費 ※導入する機械及び施設にあつては、同種類のもは1台又は1施設までとする。なお、中古機械及び中古施設については、安全性及び使用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数が3年以上残っているものは補助対象とする。</p>	<p>＜補助の要件＞ 次のすべてに該当する方が対象です。 ①1次産業の担い手である農業者等から原材料の供給を受けること。 ②自ら又は事業者等と連携して2次産業である加工、3次産業である流通や販売に取り組むこと。 ③申請年度を含む3か年分の成果(毎年度の出荷状況)について、報告すること。</p> <p>＜補助対象経費＞ ①販路開拓費 展示会等への参加に要する経費、生産物又は加工品についての新たな販売方式の導入又は販売方式の改善に要する経費(パッケージデザイン制作費、ホームページ開設費等)、広告宣伝費その他の生産物又は加工品の新たな販路の開拓に要する経費 (①の展示会等への参加に要する経費についての交付にあつては、同一の者につき3回までとする。なお、2回目以降の申請をする場合は、前回補助事業の成果を報告する。) ②機械等購入費 生産物の加工又は生産物若しくは加工品の販売の用に供する機械等(車両を除く)の購入に要する経費、機械等に附帯して必要となる機械等(車両を除く。)の購入に要する経費 (②の機械等にあつては、同種類のもは1台までとする。なお、中古機械等については、安全性及び使用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数が3年以上残っているものは補助対象とする。) ③施設整備費 生産物の加工施設又は生産物若しくは加工品の販売施設(無人販売所を除く。)の新設、改築又は購入に要する経費(ただし、用地取得費を除く。)、施設に附帯して必要となる施設の新設、改築又は購入に要する経費(ただし、用地取得費を除く。) ④事業推進費 許認可等(市の許認可等を除く。)の取得に要する経費、加工品に係る工業所有権の取得に要する経費、経営指導等の受入れに要する経費その他専門家等への相談に要する経費</p>
<p>＜補助金の額及び上限額＞ (千円未満切捨て) 補助対象経費の10分の3 上限額 <u>200,000円</u> 若手農業者(50歳未満)は、 補助対象経費の2分の1 上限額 <u>300,000円</u></p>	<p>＜補助金の額及び上限額＞ (千円未満切捨て) 補助対象経費の3分の1 上限額 <u>150,000円</u> いらの栽培活動は、 補助金の額を補助対象経費の3分の2 上限額 <u>150,000円</u></p>	<p>＜補助金の額及び上限額＞ (千円未満切捨て) 補助対象経費の2分の1 上限額 <u>750,000円</u> 若手農業者(50歳未満)は、 補助対象経費の2分の1 上限額 <u>1,000,000円</u></p>	<p>＜補助金の額及び上限額＞ (千円未満切捨て) 補助対象経費の3分の2 上限額 <u>150,000円</u></p>	<p>＜補助金の額及び上限額＞ (千円未満切捨て) 補助対象経費の2分の1 上限額 <u>500,000円</u> ※市以外から助成金がある場合はそれを差し引いた金額を補助対象経費とする。 ※リースによる導入の場合は、1契約につき、リース契約期間内において複数年申請できるものとし、交付額の上限は総額500</p>	<p>＜補助金の額及び上限額＞ (千円未満切捨て) 補助対象経費の2分の1 上限額 <u>500,000円</u></p>

回 覧

令和7年度

環境保全型農業直接支払交付金のご紹介

環境にやさしい農業の取り組みを支援します。

- ・複数の農業者で構成する農業者グループが支援対象です。
個人の申請は一定の条件を満たす場合に限定されます。
見附市では、環境保全型農業をおこなっている農業者が中心となり、「見附市広域協定環境保全型農業部会」が平成27年度から発足しております。
- ・申請した面積全てが対象となるわけではありません。支援対象取組を適切な栽培管理で行ったと認められた面積が支援の対象となります。

詳しくは

右記HPをご覧ください。



新潟県 HP



農林水産省 HP

申請期限

令和7年5月23日（金）必着

◆令和7年度の制度改正に伴い、取組の一部（江の設置、長期中干し、冬期湛水の取組）が、「多面的機能支払交付金」へ移行されました。
取組内容により、申込先は下記の通りとなります。

取組内容	申込先
【多面的機能支払交付金】 江の設置、長期中干し、冬期湛水	農村振興センターみつけ 電話：0258-86-8411
【環境保全型農業直接支払交付金】 有機農業、堆肥の施用、炭の投入	見附市役所 農林創生課 農政振興係 電話：62-1700（内線226）

《お問い合わせ》

見附市農林創生課 農政振興係
EL0258-62-1700（内線226）